

八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：平成28年5月31日（火）午前10時

場所：プラザアーバンホール

農業委員数 35名

出席委員数 31名

1番 籠田 悦子、2番 坂下 彌一、3番 清川 新一、4番 和泉 俊雄、5番 上野 正雄
6番 小笠原 萬三、8番 大沢 俊幸、9番 鳥喰 一郎、10番 山内 光興、11番 高橋 勝男
13番 寺沢 和則、14番 谷地 秀典、15番 林 善嗣、16番 川畑 修一、17番 田中 忠二
18番 下館 敏、20番 大久保 秀幸、22番 木村 武美、23番 馬場 豊、25番 松橋 剛志
26番 三浦 豊、27番 釜石 幸史朗、28番 西野 茂雄、29番 田名部 和義、30番 中村 正記
31番 三浦 慶一、33番 堰端 治、34番 森園 秀一、35番 前澤 時廣、36番 荒川 喜一郎
37番 明戸 政勝

欠席委員数 4名

19番 村上 仁、21番 古館 傳之助、24番 斎藤 正人、32番 赤坂 英夫

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地GL）寺沢 智幸、農政GL 村上 司、主査 三浦 一範
主事 折川 暁輝、主事 田中 野

総会案件

議案第5号 平成27年度事業報告について

議案第6号 平成28年度事業計画（案）について

村上農政GL

総会の前ではございますが、議会推薦委員の農政部会員に欠員が生じたことから、5月20日に互選会を開催し、その結果、森園秀一委員が農政部会員を兼務することとなりましたので、お知らせいたします。

それでは、ただいまより八戸市農業委員会5月総会を開会いたします。本日は、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、総会は成立することを御報告いたします。会議に先立ち、八戸市農業委員憲章の唱和を行います。資料の2ページをお開きください。唱和は、全員御起立の上、和泉会長職務代理者の発声が続いてお願いいたします。

和泉会長職務代理者

八戸市農業委員憲章、私が一、農業委員はと言いますので、その後に皆さん御唱和をお願いします。

八戸市農業委員憲章

一、農業委員は、農業、農村、農業者の代表として、新基本法農政の推進に努め、市民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員は、食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員は、意欲ある担い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と集団化に努めます。

一、農業委員は、地域農業の持続的発展のため、認定農業者等の経営支援を強化し、農業・農村の振興に努めます。

一、農業委員は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村

社会をめざします。

一、農業委員は、市民に農業体験等を通じて、自然の大切さ、農業の大切さを啓発します。

一、農業委員は、地域の特性を生かした農産物の生産奨励と、市民に新鮮でより安全な食料提供の啓発に努めます。

一、農業委員は、農家の生活向上と、老後生活安定のため、農業者年金制度の推進に努めます。

以上です。ありがとうございました。

村上農政GL

ありがとうございました。

続きまして、開会に当たり会長より御挨拶を申し上げます。

籠田会長

平成28年度の5月総会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨今の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加などの構造的脆弱化に加え、食に関するニーズの多様化、グローバル化の進展等大きく変化しております。国においても、米に関する政策の変更、農地中間管理機構の創設、収入保険制度の検討など、農政の転換が進められているところであります。

農業委員会に関しましては、農業委員会等に関する法律が改正され、本年4月に施行されたのを踏まえ、必須業務となった遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用集積・集約化、新規参入の促進という農地利用の最適化の推進について、これまで以上に取り組み、農業・農村の健全なる発展に寄与することが求められております。

また、この法改正により、農業委員の選出方法について、市長が議会の同意を得て任命する方法に変更され、また、担当地域において農地利用に関する現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されたところであります。当市においては、来年7月に改正法に基づく新体制に移行することになりますが、当委員会といたしましても、新体制移行後も適切な運営がされるよう市当局に対し意見を述べていきたいと考えておりますので、皆様には地域農家の視点に立つとともに、農業者の公的代表として積極的な御意見を賜りますようお願いと御協力を申し上げます。

結びに、本日の総会に提案させていただいております案件につきましては、何とぞ慎重なる御審議を頂きまして、全議案とも御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

村上農政GL

ありがとうございました。これより会議に入ります。議長は農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により、会長が務めることとなります。会長、よろしくお願いいたします。

議長（籠田会長）

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

本日の議事につきましては、お手元に配付しております、総会資料の次第により進行的いたしますので、皆様の御協力をお願いいたします。始めに議事録署名者の指名をいたします。議事録署名者の指名につきましては本職から指名したいと思います。御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

議長（籠田会長）

御異議なしと認めます。よって議事録署名者には 13 番寺沢和則委員、29 番田名部和義委員の両氏を指名いたします。それでは議案第 5 号平成 27 年度事業報告についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

上村事務局長

それでは、事務局上村より平成 27 年度の事業報告について御説明いたします。失礼ながら着座により説明させていただきます。

資料の 4 ページをお開き願います。平成 27 年度事業報告の概要でございますが、我が国の農業は、担い手の減少、高齢化、遊休農地の増加など大きな問題を抱え、その持続性が危ぶまれており、早急な農政改革の推進による農業・農村の再構築が喫緊の課題となっております。とりわけ、食料・農業・農村基本計画の実現に向けて、認定農業者等の担い手の育成・確保、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地利用集積が求められております。本市農業委員会においても、この基本計画の実現にできるよう、各種の活動を行っているところであります。

平成 27 年度の事業推進に当たっては、事業計画に基づき、総会及び部会活動のほか、荒廃農地の全体調査・意向調査等による遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあっせん事業の実施、青色申告の普及と経営感覚に優れた経営体を育成するための講習会の開催、農業体験を通して男女の出会いの場を提供するための農業体験交流会の開催などを行いました。

また、農地と担い手を守り活かす運動の一環として、農業者の意見・要望を聴く意見交換会を開催するとともに、三八地区農業委員大会及び青森県農業委員大会を通じ、実効性のある農地の規制と活用や米の減反政策の堅持若しくはそれに代わる制度の確立等について、要望・提案を行いました。

また、八戸市農業経営者協議会等の農業者団体と連携を図りながら、その活動を支援するとともに、地域農業の振興発展と農業者年金の加入推進により老後生活の安定を図るため、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組みました。

5 ページを御覧願います。I の会議等開催状況でございます。1 総会等の（1）総会につきましては、4 月 13 日に臨時総会を開催し、会長印の南郷事務所における取扱い責任者を変更する規程の改正を行っております。平成 27 年 5 月 29 日に 5 月総会を開催しております。議案につきましては、平成 26 年度事業報告及び 27 年度事業計画案等について協議いただいております。平成 28 年 1 月 22 日は 1 月総会を開催し、農地・農政部会所属委員の互選会が行われたことによる農地・農政の部会長及び同職務代理者を選任、農地台帳記載証明等の手数料条例の一部改正について協議するとともに、第 34 回八戸市農業後継者顕彰を実施しております。また、この総会時より農業委員会法改正に基づき、選挙人名簿登載申請書の審査が不要となっております。（2）全員協議会については 5 月総会後に行っており、平成 27 年度八戸市農林関係課所管事業等の説明を市の農業関係各課から御説明いただいております。2 部会につきましては、農地部会・農政部会とも 12 回開催しております。

6 ページをお開き願います。3 運営協議会につきましては、7 ページに渡りますが内容は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

8 ページをお開き願います。4 主な研修会・大会等のうち、主なものでございますけれども、3 の農業委員視察研修では、営農型ソーラー発電、耕作放棄地の再生、6 次産業化への取組等について研修しております。その他、4 の第 36 回三八地区農業委員大会及び農業委員研修会、6 の東北・北海道農業活性化フォーラム、9 の第 59 回青森県農業委員大会などにそれぞれ出席しております。

次ページ以降につきましては、II の農政関係活動は村上農政グループリーダーから、III

の農地関係活動報告につきましては、寺沢次長から説明いたします。

村上農政GL

それでは、事務局村上から農政関係活動報告について御説明いたします。失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

資料の9ページを御覧願います。1農政部会の(1)議決事項でございますが、アの相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてのほか、3議案について議決いただいております。(2)協議事項ですが、アの平成27年産米需給調整等の受付状況及び稲作農業の体質強化緊急対策の申込み状況についてから、夕の平成27年度農業委員と農業者との意見交換会結果についてまでの16項目について、協議いただいております。

10ページをお開き願います。2農政関係事業でございますが、(1)農家相談活動として、12月11日から12月18日まで12会場において農家座談会を開催し、出席者は延べ137人となりました。(2)情報活動として、アのはちのへのうぎょうだよりを年6回、奇数月に発行し、1回当たりの平均で4,320部の発行となっております。イの八戸のうぎょうは、5月に475部発行しております。

11ページを御覧願います。(3)農地台帳の整備につきましては、農地の移動に伴う台帳補正事務で、今年4月18日現在で、筆数は43,977筆、面積は6,752.3haとなっております。(4)農地台帳記載証明書の交付状況は、本庁交付分が380件、南郷事務所交付分が216件で、合わせて計596件の交付となっております。(5)租税特別措置法に基づく処理、証明書発行等ですが、アの農地の一括贈与関係では、①税務署分5名、②三八地域県民局県税部分はありませんでした。イの相続税関係では23名の方に証明書を発行しております。

12ページをお開き願います。(6)農家の経理指導につきましては、本年2月に研修会を開催し、3名の受講となっております。(7)農業後継者の顕彰は、新井田地区の釜石拓也さんを決定しており、累計60人となっております。(8)家族経営協定の推進では、27年度は4家族の協定締結があり、年度末の合計は37家族となっております。(9)農業委員と農業者との意見交換会は、平成28年2月19日プラザアーバンホールにおいて開催し、参加者は農業委員23名、農業者8名、関係機関職員10名の合計41名の出席となっております。(10)農業体験交流会は、南部町においてさくらんぼ狩りやパフェ作りなどを行い、3組のカップルが成立しております。

13ページを御覧願います。(11)農業者年金事業ですが、アの農業者年金加入状況のうち、新年金では加入者数が33人で、27年度の新規加入者は1人でした。旧年金では受給待期者数は37人となっております。イの農業者年金受給状況のうち、新年金は合計55人で、うち平成27年度受給開始者数は10人でした。旧年金は合計332人の受給となっております。

14ページをお開き願います。3の外郭団体活動でございますが、(1)八戸市農業経営者協議会のアの会議の開催は、役員会、総会を表のとおり開催しております。イの事業として、①全体事業は、経営所得安定対策と日本型直接支払制度についての講演会を開催しております。また、視察研修として、秋田県種苗交換会を視察しております。②の部会別活動状況ですが、青色申告部会、稲作部会の活動状況は記載のとおりとなっております。農政関係活動報告の説明は以上でございます。

寺沢事務局次長

続きまして、農地関係活動報告について、寺沢より御説明いたします。失礼ながら座って説明させていただきます。

15ページを御覧願います。1農地部会の項目では、一覧表にありますとおり、農地の権利移動と転用などの処理状況について、直近2か年の処理件数と面積をまとめていま

す。農地の権利移動ですが、農地法第3条と基盤法第18条に基づく処理件数の合計は、平成27年が289件、面積で1,239,608㎡、約124.0haとなっております。農地の転用ですが、農地法第4条と第5条に基づく処理件数の合計は、平成27年が310件、面積で190,838㎡、約19.1haとなっております。その他の処理件数等につきましては、表のとおりとなっておりますので、説明を省略いたします。

16ページをお開き願います。上の表は農地の権利移動に関して、下の表は農地の転用に関して、処理された面積の推移をグラフ化したものでございます。

次に17ページを御覧願います。2農地流動化と経営規模拡大施策では、経営規模の拡大と農地の効率的利用を促進するために行っている事務・事業についてまとめています。

(1) 農業経営基盤強化促進事業についてですが、アの利用権設定の実績は230件、設定面積は1,066,493㎡、約106.6haで、イの期間区分別実績は、貸借の期間別での内訳を掲載しております。ウの新規・再設定・移転実績ですが、新規設定が204件の871,500㎡、約87.2ha、再設定が26件の194,993㎡、約19.5haとなっております。

続いて、18ページをお開き願います。(2) 農地移動適正化あっせん事業についてですが、農用地区域内における農地の売買について、あっせん委員会を2回開催し、件数で2件、面積で6,002㎡、約0.6haが成立しております。次に3遊休農地解消普及活動です。農業委員会では、平成20年度から耕作放棄地全体調査、現在の荒廃農地の発生、解消状況に関する調査と農地パトロールを実施しているところです。平成27年度は、委員皆様の御協力の下、21回の農地パトロールを実施いたしました。その結果に基づき、荒廃農地を対象とした意向調査では、1,296戸、2,053筆の農地所有者に文書による適正管理等の周知を図り、526件の回答を頂いております。

19ページを御覧願います。荒廃農地の平成27年度調査結果を表に掲載しております。A分類は再生利用が可能な荒廃農地、B分類は再生利用が困難と見込まれる農地です。旧八戸と旧南郷のA分類とB分類を合わせた荒廃農地の面積は、3,797,618㎡、約379.8haとなっております。うち、それぞれのB分類の農地については、非農地として認定し所有者に通知したところです。4農地相談活動、5土地利用調整活動、20ページに移りまして、6転用許可後の転用事業の促進と農地改良の適正化指導については、日頃行っている窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で農地関係活動報告を終わります。

議長（籠田会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

議長（籠田会長）

ないようですので、お諮りいたします。
本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

議長（籠田会長）

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。
続いて、議案第6号平成28年度事業計画案についてを議題といたします。事務局から説明願います。

上村事務局長

それでは、説明いたします。22ページをお開き願います。平成28年度事業計画（案）

の基本方針でございますが、昨今の我が国の農業を取り巻く情勢は、農業者の減少、遊休農地の増加等の構造的な脆弱化に加え、TPP協定など大きな転換期を迎えており、農業者は将来の農業経営に対する不安を一層募らせている状況にあります。

国は、農林水産業・地域の活力創造プラン等で示された施策等を踏まえつつ、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、若者たちが希望を持てる強い農業と美しく活力ある農村の創出を目指し、平成27年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、食料・農業・農村に関する施策を総合的に推進することとしております。

また、全国農業会議所では、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の適正な執行を後押しするため、組織自らが活動し組織の改革に取り組み、行動する農業委員会として、目に見える実践活動を展開するための基本目標である、第6次・農委組織活動改革プログラムを策定し、制度改革等大きな情勢変化に対応した農地利用最適化の推進と、農業・農村の問題をくみ上げた意見の提出に重点化した組織運動として新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動を推進し、農業委員会活動の一層の強化と目に見える具体的な成果を目指すこととしております。

これまでも農業委員会では、系統組織と密に連携をとりながら、農業の担い手の中心となる認定農業者や新規就農者など、担い手の確保と育成支援、またこれらに対する農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止と解消などの活動を積極的に展開してまいりましたが、農業委員会の果たす役割と使命は今後ますます重要なものとなっております。

当農業委員会では、平成28年度においても農業・農村の活性化のため、市の農業の基本方針である第10次八戸市農業計画に沿って農業者の取組みを支援するとともに、国際的な経済協定の動向にも注視しながら、市農業委員憲章を基本に、農地の有効利用、担い手への利用集積を図り、環境に調和した持続性の高い農業と活力ある農業の実現に向けて活動します。

23 ページを御覧願います。Ⅰ会議関係でございますが、1総会については4回を予定しております。うち10月には、農業委員会法改正に伴う農業委員、農地利用最適化推進委員の定数条例等について、協議していただく予定となっております。2部会については、農地部会・農政部会とも12回開催予定でございます。3運営協議会の開催は、農業委員会の運営上の重要な事項を、必要に応じて随時協議してまいります。4全員協議会は5月総会と併せて実施いたします。5会議・研修会・大会等の開催・参加については、関係機関及び関係団体の連絡調整を図るための諸会議への参加、農業委員及び職員の各種研修会の開催及び参加、三八地区農業委員大会及び青森県農業委員大会への参加、農業委員視察研修の実施、その他、各種協議会等への参加を予定しております。

次ページ以降のⅡ農政関係活動は、村上農政グループリーダーから、Ⅲ農地関係活動につきましては、寺沢次長から説明いたします。

村上農政GL

それでは、農政関係活動について説明いたします。

24 ページをお開き願います。Ⅱの農政関係活動についてですが、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、認定農業者等の担い手への農地利用集積と支援により、農業所得の向上を図るとともに、部会活動等を通じて、各種事業を積極的に推進することとしており、次の項目に取り組んでまいります。

1、委員会独自の地域性のある農業活動を展開するための建議要望。2、諸制度の周知・

相談、意見交換の場を設ける農家相談活動。3、のうぎょうだよりや八戸ののうぎょうによる情報活動。4、農地の権利移動等、利便性の向上を図る農地台帳の効率的な運用と整備。5、農地の一括贈与や相続税納税猶予に係る租税特別措置法に係る事務。6、農家の経理指導。次のページに参りまして、7、農業後継者の確保と育成を目的とした、農業後継者の顕彰。8、制度資金の活用。9、家族間で個人の役割分担、就業条件、収益の分配、経営の継承などについて家族全員で取り決め経営改善に努める、家族経営協定の推進。10、今後の農業振興策と地域農業者への支援活動の在り方を検討する農業委員と農業者との意見交換会。11、独身男女の出会いの場を提供する農業体験交流会の開催。12、農業者の老後の安定のため、普及・相談活動等を行う農業者年金業務。13、外郭団体である八戸市農業経営者協議会の事務局として、経営の改善や相互研鑽により、先端的農業経営の推進を図ってまいります。

以上の13項目について、昨年に引き続き、推進してまいります。農政関係活動の説明は以上でございます。

寺沢事務局次長

続きまして、農地関係活動について、御説明いたします。

26 ページをお開き願います。1 農地事務の適正処理についてですが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら慎重かつ適正な処理に努めてまいります。2 遊休農地解消活動事業につきましては、委員各位の協力を得まして、今年度も農地パトロールを実施し、荒廃農地の早期発見と適切な指導に努めてまいります。3 農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業や嘱託登記事務を実施してまいります。27 ページに参りまして、4 農地移動適正化あっせん事業につきましては、農用区域内における農地の売買等のあっせん申出があった場合は、あっせん委員会を開催し、適格者にあっせんを行うとともに、制度の普及・啓発に努めてまいります。5 農地等利用関係紛争処理から10 農地中間管理事業までの活動につきましては、資料記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。農地関係活動についての説明を終わります。

続きまして、別冊資料の農業委員会の適正な事務実施についてを説明させていただきます。まず、1 ページ目をお開き願います。最初は、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価で、昨年度の実績に対する点検・評価となっております。Ⅰ法令事務に関する点検ですが、ここでは総会及び議事録に関する周知や公開等の内容について点検・確認しているものです。

2 ページをお開き願います。ここでは、農地の権利移動や農地転用に関する事務の点検・確認で、(1) 農地法第3条に基づく許可事務の項では、平成27年度の処理件数51件、(2) 農地転用に関する事務の項では、4条、5条許可の処理件数21件を対象に記載しております。

3 ページは、(3) 農業生産法人からの報告への対応についてで、10 法人からの報告の有無を、(4) 情報の提供等については、賃借料情報の調査・提供方法等について記載しています。

4 ページをお開き願います。(5) 地域の農業者等からの意見等として、各項目に対する意見の有無を記載しているものです。

5 ページに移ります。Ⅱ法令事務(遊休農地)に関する評価ですが、遊休農地面積、荒廃農地でのA分類の面積が、374.4ha、管内の農地に占める割合が7.6%となっております。2の平成27年度での目標・実績は、対前年の減少面積を記載しているもので、目標10haの減に対し、実績では7.6haの減となりました。3の活動内容の項目ですが、農地パト

ールに関する実績・評価をまとめたものであり、27年度は21回実施しております。

次に6ページをお開き願います。Ⅲ促進等事務に関する評価ですが、1認定農業者等担い手の育成及び確保の(1)現状と課題については、農家数2,736戸、認定農業者が163経営体、特定農業団体が1団体となっております。(2)の27年度の目標・実績は、対前年の増減値を記載するもので、認定農業者の数は、目標10経営体の増に対し、実績はプラスマイナス0となっております。

7ページに移りまして、2担い手への農地の利用集積の(1)現状及び課題ですが、これまでの集積面積は878.2haで、集積率は17.9%となっております。(2)の27年度の目標・実績は、対前年の増分を記載するもので、増加目標30haに対し実績は10.2haとなっております。

8ページをお開き願います。3違反転用への適正な対応に関する実績・評価についてですが、前年度同様に27年度もなしということでございます。9ページに移りまして、ここからは平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。Ⅰ農業委員会の状況の、1農家・農地等の概要ですが、2015年の農林業センサスに基づいて記入しており、総農家数は、2,736戸、自給的農家数が1,259戸、販売農家数が1,477戸となっております。

右、中央の表に移りまして、農業就農者数は、2,557人、うち女性1,317人、40代以下は264人となっております。右の表に移りまして、認定農業者は163、基本構想水準到達者は11、認定新規就農者は9、農業参入法人は15、集落営農経営は3経営体となっております。下の表に移りまして、耕地面積ほかの面積については、各種統計調査等から数値を記載しております。2農業委員会の現在の体制については、3月31日現在の農業委員の内訳を記載しております。

10ページをお開き願います。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、2平成28年度の目標及び活動計画の目標面積は30haとするものです。目標の設定にあたっては、過大な目標とならないよう、農地面積の0.6%を目安にしています。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、1現状及び課題の新規参入の状況は、過去3年間の実績を記入しており、2の28年度の目標及び活動計画の目標数は、これまでの実績を参考として10経営体としております。

11ページに移りまして、Ⅳ遊休農地に関する措置ですが、2の28年度の目標及び活動計画では、解消の目標面積を、過去の実績を踏まえつつ過大な見込みとならないよう10haとしております。なお、活動計画の調査方法では、28年度は調査回数を昨年より減らし、10数回という表現に変更いたしました。最後にⅤ違反転用への適正な対応についてですが、この項目は事例がないものの、2の活動計画といたしまして、違反転用の発生防止に向け、農業委員会が発行する広報誌で啓発を図るほか、随時、農地パトロールを実施することといたしております。以上で農業委員会の適正な事務実施についての説明を終わります。

議長（籠田会長）

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

議長（籠田会長）

ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

議長（籠田会長）	御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。 以上で、全ての審議は終了いたしました。次にその他ですが、皆様から何か御意見がございましたら、お願いいたします。
委員	（「なし」の声あり）
議長（籠田会長）	ないようですので、これをもちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。
終了	午後 10 時 45 分

以上は、5月総会議事の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。
議事録署名者

平成 年 月 日 会長 _____

平成 年 月 日 _____

平成 年 月 日 _____